

# 兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第16号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○くろまぐろの令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定及び公表（水産課）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第430号の3

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量  
5.5トン

- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	4.7トン
兵庫県日本海定置漁業	0.7トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

#### 第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量  
9.3トン

- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.0トン
兵庫県その他漁業	2.6トン